

第5章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、「教育・保育の量の見込み」および「確保方策」を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、全市を1提供区域とする教育・保育提供区域を設定します。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容および実施時期（確保方策）」を定めます。

■認定区分

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の教育認定（保育の必要性なし）を受けた就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

[量の見込と提供体制]

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要		教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要	
	3～5歳			0歳	1・2歳	3～5歳			0歳	1・2歳
①量の見込み	286	0	705	37	362	282	0	707	41	360
②確保方策	415		743	85	392	415		743	85	392
②-①	129		38	48	30	133		36	44	32

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要		教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要	
	3～5歳			0歳	1・2歳	3～5歳			0歳	1・2歳
①量の見込み	266	0	677	46	381	262	0	678	50	383
②確保方策	415		743	85	392	415		743	85	392
②-①	149		66	39	11	153		65	35	9

	令和6年度				
	1号	2号		3号	
	教育のみ	幼稚園希望	保育必要	保育必要	
	3～5歳			0歳	1・2歳
①量の見込み	255	0	669	54	386
②確保方策	415		743	85	392
②-①	160		74	31	6

[提供体制確保の方向性]

- 保育ニーズの変化を踏まえ、定期的に利用定員の見直しを行うと共に、私立保育所の幼保連携型認定こども園への移行を支援します。
- 3号認定については、年度途中での入所にも対応できるよう、利用しやすい環境の充実に努めます。
- 人材確保については、保育士や幼稚園教諭免許の有資格者や子育て支援員などの保育人材確保策を強化するとともに、働きやすい職場に向けて労働環境の改善を図り、離職防止に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援に関する事業

[事業の概要]

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
基本型	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1
母子保健型	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1

[提供体制確保の方向性]

- 利用者支援事業については、現在は、出生数の多い米原・近江地域の相談拠点として、米原げんきステーション内に子育て世代包括支援センターを設置し、基本型・母子保健型の利用者支援事業を一体的に実施することで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施しています。
- 子育て世代包括支援センターが市内4か所の地域子育て支援センターを巡回するなど身近な地域で支援を展開します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

[事業の概要]

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		人日	11,492	11,180	11,292	11,092	10,908
確保方策		人日	11,492	11,180	11,292	11,092	10,908
		箇所	4	4	4	4	4

[提供体制確保の方向性]

- 引き続き、市内4箇所の地域子育て支援拠点で子育て支援の充実を図りながら、子育て世代包括支援センターとの連携を図り、利用者へのきめ細やかな子育て支援を行います。

(3) 妊婦健康診査

[事業の概要]

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠中のお母さんと赤ちゃんの健康の保持および増進を図るため、妊娠週数に応じて国が定める標準的な妊婦健康診査の費用を助成する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	270	265	260	257	251
	人回	3,132	3,074	3,016	2,981	2,912
確保方策	人回	3,132	3,074	3,016	2,981	2,912

[提供体制確保の方向性]

○妊婦自身が健康管理を実践できるよう各個人に合わせた健康教育や相談業務を行います。また必要に応じ関係機関と連携した支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

[事業の概要]

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	件	276	270	265	260	257
確保方策	件	276	270	265	260	257
把握率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

[提供体制確保の方向性]

○把握率100%を目指します。訪問が難しい家庭は、関係機関との連携により状況の把握に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

[事業の概要]

養育支援が特に必要な家庭に対して居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[量の見込みと確保方策]

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
訪問世帯数	量の見込み	件	16	16	15	15	15
	確保方策	件	16	16	15	15	15
延べ訪問回数	量の見込み	人回	63	63	62	61	60
	確保方策	人回	63	63	62	61	60

[提供体制確保の方向性]

○養育支援が特に必要な家庭に対して居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行います。

(6) 子育て短期支援事業

[事業の概要]

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

具体的な事業としては、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライト事業）があります。

[提供体制確保の方向性]

○今後ニーズが増大してきた場合には、近隣市町とも連携しながら提供体制を確保するよう検討していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】

[事業の概要]

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなど育児の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人日	311	311	305	307	304
確保方策	人日	311	311	305	307	304

[提供体制確保の方向性]

- サポーター養成講座の開催等により、サポート会員の確保に努めます。
- 利用会員の多い地域において、サポート会員を確保できるよう、地域と連携した取り組みを進めます。

(8) - 1 幼稚園型一時預かり事業（長期休業期間中）

[事業の概要]

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に幼稚園などで一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人日	4,567	4,555	4,504	4,492	4,469
確保方策	人日	8,280	8,280	8,280	8,280	8,280

[提供体制確保の方向性]

- 利用ニーズの増加に対し、可能な限り対応できるよう人材の確保に努め、受入れ体制を整備します。

(8)-2 一般型一時預かり事業

[事業の概要]

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所、認定こども園などで一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人日	810	827	815	824	828
確保方策	人日	2,357	2,357	2,357	2,357	2,357

[提供体制確保の方向性]

○利用ニーズの増加に対し、可能な限り対応できるよう人材の確保に努め、受入れ体制を整備します。

(9) 延長保育事業

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所などで保育を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	225	245	267	234	255
確保方策	人	300	300	300	300	300
	箇所	10	10	10	10	10

[提供体制確保の方向性]

○市外で就労しており、長時間の保育を必要としている子育て家庭を支援するため、全園で12時間までの延長保育を実施できるよう、実施施設の拡大とニーズに応じた対応の充実に努めます。

(10) 病児保育事業

[事業の概要]

病児・病後児保育事業は、医療機関や保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などを実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
病児・ 病後児 対応型	量の見込み	人日	318	320	320	324	324
	確保方策	人日	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
		箇所	1	1	1	1	1
体調 不良児 対応型	量の見込み	人日	1,145	1,155	1,153	1,166	1,168
	確保方策	人日	2,928	2,928	2,928	2,928	2,928
		箇所	5	5	5	5	5

[提供体制確保の方向性]

- 病児・病後児保育事業を必要とする方が登録できるよう。事業の周知に努めます。
- 公立認定こども園全園で実施している体調不良児対応型については、私立園でも希望があった場合は利用ができるよう、補助事業を通じた支援を行っていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】

[事業の概要]

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対し、学校の授業終了後に小学校の余裕教室等を利用して生活と遊びの場を提供する事業です。

[量の見込みと確保方策]

		学年	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1年生	人		191	197	209	208	222
	2年生	人		186	191	195	205	202
	3年生	人		168	183	189	193	203
	4年生	人		123	137	149	154	158
	5年生	人		126	95	105	115	118
	6年生	人		77	82	61	68	74
	合計	人		871	885	908	943	977
確保方策	合計	人		840	850	990	990	990
	施設数	★箇所		10	10	11	11	11

[提供体制確保の方向性]

- 利用希望者の増加に伴い、施設の改修など定員数の拡大を進め、受け皿の確保に努めていきます。入会希望児童数の増加が見込まれることから、施設の整備、新規委託先の開拓および民間児童クラブの参入促進を進めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

[事業の概要]

全ての子どもの健やかな成長を支援するために、低所得で生計が困難である保護者の子どもが、特定教育・保育等の提供または新制度に移行していない幼稚園において給食の提供を受けた場合に、当該教育・保育給付または施設等利用給付認定保護者が支払うべき実費徴収額の一部に対して給付費を給付する事業です。

[提供体制確保の方向性]

○対象となる世帯がスムーズに制度を利用することができるよう事業の周知に努めます。